

第 7 0 0 号 平成24年 8 月 10 日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市観光物産センター条例施行規則	22	2
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則	23	6
・天理市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則	24	7
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	25	9
訓 令	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	7	9
・天理市法令審査会規程の一部改正	8	9
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	257	9
・放置自転車等の保管について	258	10
・放置自転車等の保管について	259	10
・公示送達について	260	11
・放置自転車等の保管について	261	11
・公示送達について	262	11
・放置自転車等の保管について	263	11
・放置自転車等の保管について	264	12
・放置自転車等の保管について	265	12
・放置自転車等の保管について	266	13
・放置自転車等の保管について	267	13
・公示送達について	268	13
・放置自転車等の保管について	269	14
・放置自転車等の保管について	270	14
・放置自転車等の保管について	271	14
・平成24年度天理市一般会計補正予算(第2号)の要領について	272	15
・放置自転車等の保管について	273	20
・地縁による団体の認可について	274	20
・違反広告物の保管について	275	20
・放置自転車等の保管について	276	21
・公示送達について	277	21
・放置自転車等の保管について	278	22

・放置自転車等の保管について	279	22
・放置自転車等の保管について	280	22
・公示送達について	281	23
・放置自転車等の保管について	282	23
・放置自転車等の保管について	283	24
・放置自転車等の保管について	284	24
・放置自転車等の保管について	285	24
・放置自転車等の保管について	286	25
・放置自転車等の保管について	287	25
・放置自転車等の保管について	288	26
・天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部改正について	289	26
・天理市福祉医療費資金貸付要綱の一部改正について	290	26
・公示送達について	291	26
・放置自転車等の保管について	292	27
・放置自転車等の保管について	293	27
・放置自転車等の保管について	294	27
・放置自転車等の保管について	295	28
・放置自転車等の保管について	296	28
・放置自転車等の保管について	297	29
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	27	29
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	8	33
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	8	33
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	13	33
・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正について	7	33
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	14	33

規 則

天理市観光物産センター条例施行規則をここに公布する。
平成24年7月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第22号

天理市観光物産センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市観光物産センター条例（平成24年6月天理市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 天理市観光物産センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後4時まで（毎月の第1水曜日にあつては午前8時30分から正午まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの間とする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置く。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定による許可を受けようとする者は、天理市観光物産センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、天理市観光物産センター使用許可書（様式第2号）を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

2 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用できなくなったときは、直ちに天理市観光物産センター使用取消届（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けていない施設等を使用しないこと。

(2) 使用を終わったときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出ること。

(3) 使用に関して施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、その指示に従うこと。

(4) その他センターの職員の指示に従うこと。

第7条 センターに入館した者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) センターを不潔にしないこと。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、その指示に従うこと。

(5) その他センターの職員の指示に従うこと。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。

(天理市観光案内所規則の廃止)

2 天理市観光案内所規則（平成11年5月天理市規則第25号）は、廃止する。

(天理市事務分掌規則の一部改正)

3 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第25条商工振興係の項に次の1号を加える。

(11) 観光物産センターに関すること。

様式第1号（第4条関係）

天理市観光物産センター使用許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
 団体名等
(代表者) 氏 名
 電 話

天理市観光物産センターの使用の許可を次のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
使用目的		
使用区分	<input type="checkbox"/> 展示スペース	<input type="checkbox"/> 展示コーナー <input type="checkbox"/> 展示棚、パネル <input type="checkbox"/> ガラスショーケース <input type="checkbox"/> 映像コーナー <input type="checkbox"/> 多目的コーナー
	<input type="checkbox"/> ギャラリー スペース	<input type="checkbox"/> 展示棚 <input type="checkbox"/> 壁掛用ワイヤー <input type="checkbox"/> ガラスショーケース
備考		

様式第2号 (第5条関係)

天理市観光物産センター使用許可書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付で申請のありました天理市観光物産センターの使用について、次のとおり許可します。

使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
使用目的		
使用区分	<input type="checkbox"/> 展示スペース	<input type="checkbox"/> 展示コーナー <input type="checkbox"/> 展示棚、パネル <input type="checkbox"/> ガラスショーケース <input type="checkbox"/> 映像コーナー <input type="checkbox"/> 多目的コーナー
	<input type="checkbox"/> ギャラリースペース	<input type="checkbox"/> 展示棚 <input type="checkbox"/> 壁掛用ワイヤー <input type="checkbox"/> ガラスショーケース
許可の条件		
使用心得	1 使用当日は、この許可書を職員に提示してください。 2 使用の準備並びに使用後の清掃、整理及び整頓は、開館時間内に行い、原状に復して職員の点検を受けてください。 3 使用許可を受けた目的以外に使用しないでください。 4 天理市観光物産センター条例及び天理市観光物産センター条例施行規則の各規定その他職員の指示を遵守してください。	

様式第3号（第5条関係）

天理市観光物産センター使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
団体名等
(代表者)氏 名
電 話

年 月 日付で使用許可を受けましたが、次の理由により取消しを届け出ます。

使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
使用目的		
使用区分	<input type="checkbox"/> 展示スペース	<input type="checkbox"/> 展示コーナー <input type="checkbox"/> 展示棚、パネル <input type="checkbox"/> ガラスショーケース <input type="checkbox"/> 映像コーナー <input type="checkbox"/> 多目的コーナー
	<input type="checkbox"/> ギャラリースペース	<input type="checkbox"/> 展示棚 <input type="checkbox"/> 壁掛用ワイヤー <input type="checkbox"/> ガラスショーケース
取消理由		

(平成24年 7 月 31 日 掲 示 済)

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 7 月 31 日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第23号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則 (昭和53年 3 月天理市規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第12号中「特定扶養親族」の次に「及び㊦控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者」を加え、

「	「	を	」	に改める。												
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 50%;">(㊥) 人</td><td style="width: 50%;">人</td></tr> <tr><td>(㊦) 人</td><td>人</td></tr> <tr><td>(㊧) 人</td><td>人</td></tr> </table>	(㊥) 人	人	(㊦) 人	人	(㊧) 人	人	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 50%;">(㊥) 人</td><td style="width: 50%;">人</td></tr> <tr><td>(㊦) 人</td><td>人</td></tr> <tr><td>(㊧) 人</td><td>人</td></tr> </table>	(㊥) 人	人	(㊦) 人	人	(㊧) 人	人			
(㊥) 人	人															
(㊦) 人	人															
(㊧) 人	人															
(㊥) 人	人															
(㊦) 人	人															
(㊧) 人	人															
」	」		」													

様式第13号中

「(注) 本通知受領後、速やかに受給資格証を返還してください。」を

「(注) この通知書を受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

様式第14号中「本通知」を「この通知書を」に改める。

(天理市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 天理市乳幼児医療費助成条例施行規則 (昭和48年10月天理市規則第27号) の一部を次のように改正する。

様式第12号中

「(注) 本通知受領後、速やかに受給資格証を返還してください。」を

「(注) この通知書を受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

様式第13号中「本通知」を「この通知書を」に改める。

(天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 3 条 天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則 (昭和48年10月天理市規則第28号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「、特定扶養親族又は老人扶養親族」を「又は老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者」に改める。

様式第11号中

「(注) 本通知受領後、速やかに受給資格証を返還してください。」を

「(注) この通知書を受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日

内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

様式第12号中「本通知」を「この通知書を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第 1 条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成24年 7 月31日 掲示済)

天理市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第24号

天理市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

天理市乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

天理市子ども医療費助成条例施行規則

第 1 条中「天理市乳幼児医療費助成条例」を「天理市子ども医療費助成条例」に改める。

第 4 条中「者は、」の次に「乳幼児にあっては」を、「」の次に「、乳幼児以外の子どもにあっては子ども医療費助成金交付請求書（様式第 6 号の 2）」を加える。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2 (第4条関係)

子ども医療費助成金交付請求書						
					年 月 日	
天理市長 様						
住 所						
申請者 氏 名 ㊟						
生年月日 年 月 日						
対象者との続柄 ()						
(電 話)						
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">金 円</div>						
ただし、年 月分子ども医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。						
助 成 対 象 者	フリガナ				住 所	
	氏 名					
	生年月日 年 月 日					
加 入 医 療 保 険	被保険者又は国民健康保険世帯主 氏 名				住 所	
	保 険 種 別					
	国(市町村・道・組) 協(協会・組・日)・船・共		加入医療保険記号番号			
		保険名称及び番号		記号 番号		
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んでください。(申請者の銀行口座に限る。)						
振込口座	銀 行 本店 信用金庫 農業協同組合 支店		口 座 番 号		1 普通	フリガナ
					2 当座	名 義
医 療 等 の 状 況	入院の状況 入院期間 (年 月 日から 年 月 日まで)					
	年 月 診療分	入院日数	日 総 点 数	点 自 己 負 担 額	円	
上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。						
府県コード		所在地 医療機関等 名 称 氏 名 (電 話) ㊟				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 20px;"></div>						
医療機関コード						
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px;"></div>						
診療科日コード						
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 20px;"></div>						
※必ずご記入ください。						
※ 確 認 欄	保険の自己負担割合(3割)		高額療養費の有無(限度額)			
※ 決 定	自己負担額(円) - 高額療養費(円) = 支給額 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; vertical-align: middle;"></div> 円					

(注) ※欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
(天理市事務分掌規則の一部改正)
- 2 天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。
第14条福祉医療係の項第1号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

(平成24年8月1日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第25号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第7号

天理市事務処理規程(昭和40年1月天理市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年8月1日

天理市長 南 佳 策

別表2保険医療課の項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

天理市訓令甲第8号

天理市法令審査会規程(昭和46年6月天理市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成24年8月1日

天理市長 南 佳 策

第5条中「主管課長」の次に「、関係課長」を加える。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

告 示

(平成24年7月6日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年7月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年7月6日から平成24年9月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成24年7月9日揭示済）

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年7月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年7月9日から平成24年9月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年7月9日揭示済）

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年7月9日

3 移動対象区域

天理市指柳町292番地3先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年7月9日から平成24年9月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで
(以下 略)

(平成24年 7 月 10 日 掲示済)

天理市告示第260号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方自治法第231条の3第4項の規定により地方税法20条の2規定を準用し、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保健医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 7 月 10 日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 7 月 10 日 掲示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月 10 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月 10 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月 10 日から平成24年 9 月 7 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月 11 日 掲示済)

天理市告示第262号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 7 月 11 日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 7 月 11 日 掲示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月11日から平成24年9月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月11日揭示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月11日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町260番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月11日から平成24年9月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月12日揭示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年7月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 7 月 12 日から平成24年 9 月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成24年 7 月 13 日 揭示済)

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月 13 日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 7 月 13 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 7 月 13 日から平成24年 9 月 10 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成24年 7 月 13 日 揭示済)

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月 13 日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年 7 月 13 日

3 移動対象区域

天理市指柳町292番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 7 月 13 日から平成24年 9 月 10 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成24年 7 月 17 日 揭示済)

天理市告示第268号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな

いので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 7月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成24年 7月17日 揭示済）

天理市告示第269号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7月17日から平成24年 9月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成24年 7月18日 揭示済）

天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7月18日から平成24年 9月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成24年 7月19日 揭示済）

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月19日から平成24年9月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月20日揭示済)

天理市告示第272号

平成24年7月19日付けで専決を行った、平成24年度天理市一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成24年7月20日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,722,284千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年7月19日専決

天理市長 南 佳 策

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 139,245	千円 2,699	千円 141,944
	1 繰越金	139,245	2,699	141,944
歳 入 合 計		22,719,585	2,699	22,722,284

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 194,936	千円 2,699	千円 197,635
	1 商工費	194,936	2,699	197,635
歳 出 合 計		22,719,585	2,699	22,722,284

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		取 引
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 繰越金	139,245	2,699	141,944	1 繰越金	2,699	
計	139,245	2,699	141,944			

19款 繰越金

2 歳 出

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	市 債	そ の 他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1 観光費	85,281	2,699	87,980				2,699	15 工事請負費	2,699	工作物等築土工事費
計	194,936	2,699	197,635				2,699			

(平成24年 7 月 20 日 掲示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月 20 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月 20 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月 20 日から平成24年 9 月 17 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月 20 日 掲示済)

天理市告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成24年 7 月 20 日

天理市長 南 佳 策

記

名 称	九条町横広自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・美化・清掃等区域内の環境の整備 ・集会施設の維持管理
区 域	天理市九条町249番1から316番、428番1から536番、633番から811番1及び天理市備前町13番1、13番3から13番5までの区域とする。
主たる事務所	天理市九条町661番地
代表者の氏名及び住所	中西貴美男 天理市九条町677番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	平成24年 7 月 20 日

(平成24年 7 月 23 日 掲示済)

天理市告示第275号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成24年 7 月 23 日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	住都ホーム販売	はり札	5	西長柄町	H24. 4. 5	H24. 4. 5	市役所地下 駐車場
			4		H24. 4. 16	H24. 4. 16	
		のぼり	3	櫛本町	H24. 7. 4	H24. 7. 4	
2	不動産 (090-4308-4647)	立看板	1	福知堂町	H24. 4. 5	H24. 4. 5	
			8	西長柄町、石上町	H24. 4. 16	H24. 4. 16	
3	不動産 (090-1962-5566)	立看板	1	柳本町	H24. 6. 4	H24. 6. 4	
			2		H24. 7. 4	H24. 7. 4	
4	ホルダー (広告主不明)	はり札	1	西長柄町	H24. 7. 4	H24. 7. 4	
5	ニチゲン	はり札	1	長柄町			
6	農区連	はり札	1	永原町			
7	メモリーホーム	はり札	2	長柄町、西長柄町			
8	賃貸ネット	はり札	1	柳本町			
9	T Dホーム	はり札	2	柳本町			
10	アパマンショップ	はり札	2	柳本町			
11	三貴ホームサービス	はり札	2	川原城町			
12	ヨシエビル (駐車場)	立看板	45	櫛本町			
13	住宅情報	立看板	2	櫛本町			
14	広告主不明	のぼり	1	西長柄町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 (0743-63-1001 : 内線330)

(平成24年 7 月 23 日 掲示済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月 23 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月 23 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月 23 日から平成24年 9 月 20 日まで (日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月 24 日 掲示済)

天理市告示第277号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方自治法第231条の3第4項の規定により地方税法20条の2規定を準用し、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保健医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出

があればいつでも交付する。
平成24年7月24日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年7月24日揭示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月24日から平成24年9月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月25日揭示済)

天理市告示第279号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月25日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町717番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月25日から平成24年9月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月25日揭示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成24年 7 月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月25日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町6 4 2番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月25日から平成24年 9 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月26日揭示済)

天理市告示第281号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 7 月26日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 7 月26日揭示済)

天理市告示第282号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月26日から平成24年 9 月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 7 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月 26 日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町81番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月 26 日から平成24年 9 月 23 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 7 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 7 月 26 日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町327番地 4 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 7 月 26 日から平成24年 9 月 23 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 7 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第285号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 7 月 27 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成24年7月27日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月27日から平成24年9月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年7月30日揭示済)

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年7月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月30日から平成24年9月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年7月31日揭示済)

天理市告示第287号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年7月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月31日から平成24年9月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 7 月31日 揭示済)

天理市告示第288号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年 7 月31日

3 移動対象区域

天理市川原城町3 4 1番地 1 先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 7 月31日から平成24年 9 月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成24年 7 月31日 揭示済)

天理市告示第289号

天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱（昭和58年 2 月天理市告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月31日

天理市長 南 佳 策

様式第 1 号中「、特定扶養親族又は老人扶養親族」を「又は老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定に基づき作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成24年 7 月31日 揭示済)

天理市告示第290号

天理市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年 7 月天理市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月31日

天理市長 南 佳 策

第 2 条第 2 号中「天理市乳幼児医療費助成条例」を「天理市子ども医療費助成条例」に改める。

第 3 条中「乳幼児医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」に、「天理市乳幼児医療費助成条例」を「天理市子ども医療費助成条例」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

(平成24年 8 月 1 日 揭示済)

天理市告示第291号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年8月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年8月1日揭示済)

天理市告示第292号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年8月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年8月1日から平成24年9月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年8月1日揭示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成24年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成24年7月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年8月1日から平成25年1月31日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミデイ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年8月2日揭示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年8月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年8月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年8月2日から平成24年9月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年8月3日揭示済)

天理市告示第295号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年8月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年8月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年8月3日から平成24年10月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年8月3日揭示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年8月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年8月3日
- 3 移動対象区域
天理市桧垣町816番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成24年8月3日から平成24年10月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年8月3日揭示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年8月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年8月3日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町133番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年8月3日から平成24年10月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成24年8月2日揭示済)

天理市公告第27号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年8月2日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 天理市立朝和幼稚園 管理棟耐震補強工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 天理市成願寺町 |
| (3) 工 事 概 要 | 1. 基礎（柱脚）補強及び屋根・壁面耐震補強プレス新設
2. 既設間柱撤去、新設
3. 既設コンクリートブロック間仕切壁を撤去、軽量鉄骨間仕切壁新設
4. 補強に伴う内装改修及び設備の撤去復旧
5. 多目的便所を新設
6. 渡り廊下を管理棟と切り離すことによる改修 |
| (4) 工 期 | 平成25年2月28日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 36,746,850円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |
| (6) 最低制限価格 | 33,236,700円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するも

の)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成24年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること。

- ① 入札説明書別表2の資格を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 小林建築事務所
住 所 天理市柳本町1519番地

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立朝和幼稚園 管理棟耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年8月2日（木）から 平成24年8月10日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年8月2日（木）から 平成24年8月10日（金）まで
質問書の提出期限	平成24年8月14日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成24年8月17日（金）
質問書への回答日	平成24年8月17日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年8月22日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年8月27日（月）
入札書到着期限日	平成24年8月30日（木） 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成24年8月31日（金） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成24年8月31日（金） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者 で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

教育委員会

(平成24年 7 月 30 日 掲 示 済)

天教告示第 8 号

平成24年 8 月 8 日 午前 9 時 30 分から 8 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 7 月 30 日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成24年 7 月 31 日 掲 示 済)

天農委告示第 8 号

平成24年 8 月 10 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 7 月 31 日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条に関する許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条に関する許可申請について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 5 号 その他
- ① 市街化区域の専決処分について (報告)
 - ② 生産緑地地区の取得の斡旋依頼の報告について
-

公営企業

(平成24年 7 月 6 日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第 13 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年 7 月 6 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年 7 月 6 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 光成建設

代表者 荒木 猛

住 所 奈良県奈良市法華寺町1065

(平成24年 7 月 27 日 掲 示 済)

天理市上下水道局管理規程第 7 号

天理市上下水道局職員就業規則 (平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月 27 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表第 3 第 3 項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を提供する場合」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

(平成24年 7 月 30 日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第 14 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年 7 月 30 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年8月10日 金曜日

天理市公報

平成24年7月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 k a i 設備工業所
代表者 垣内 久志
住 所 天理市合場町38-10